

外国人起業家・海外スタートアップ企業等のビジネスサポート業務 仕様書

1. 事業目的

本事業は、外国人起業家・海外スタートアップ企業等の日本法人設立を目指す起業家・経営者等（以下、外国人起業家等）を対象として、事業成長と市内定着を目的としたビジネスマッチング、人材獲得・資金調達・行政支援策紹介などの個社支援及びイベント開催、並びに外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団の受け入れを実施するものとする。

2. 事業背景

神戸市では、海外からの外国人起業家等の誘致に取り組んでいる。ひょうご神戸地域は、令和2年（2020年）7月に内閣府「グローバル拠点都市」として選定されており、世界に伍する、多様性のあるスタートアップ・エコシステムの実現に向けて、外国人起業家等の受入環境を整備してきた。令和5年度からは兵庫県が内閣府国家戦略特区「外国人創業活動促進事業」の規制緩和の活用を開始し、神戸市内で創業する外国人へも支援制度拡充が図られる予定となっている。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止による入国制限も緩和され、日本市場へ進出意欲のある外国人の入国が増加している。そのような中、外国人起業家等の創業・事業継続支援やビジネスマッチング支援など、市内定着に向けた支援策の整備・拡充が求められている。

3. 事業名

- (1) 委託事業名：外国人起業家・海外スタートアップ企業等のビジネスサポート業務
- (2) 外部向け名称：Kobe Global Startup Support

4. 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

5. 本事業の主な対象者

(1) 誘致・支援対象

神戸市内での法人設立を目指す外国人起業家・海外スタートアップ企業の起業家・経営者等とする。

(2) 対象分野

対象分野は原則として、以下のいずれかに該当するものとする。

- ・高度技術を活用した事業（IT、健康、医療・福祉、環境、物流等）
- ・既存産業の高付加価値化やイノベーションを誘発する事業
- ・SDGsなど社会課題解決に資する事業

(3) 支援案件数の年間目標想定

- ・個社支援案件数（ビジネスマッチング等）は年間50社・人
- ・誘致候補となる新規流入件数（主にイベント・海外訪問団の参加者）は年間100社・人

【参考】神戸市が想定する年間の成果指標（KPI）

- ・相談件数 150 件（スタートアップビザ窓口への直接相談件数も含む）
- ・日本法人設立 10 社
- ・法人登記 1 年後の事業継続率（9 割）

6. 事業内容

本業務は（1）外国人起業家等の事業成長支援（個社支援、イベント開催）及び（2）外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団の受け入れから成る。

（1）外国人起業家等の事業成長支援

（1）-1. 個社支援

ア. 支援業務

本業務は、下記①～④の支援業務を行う。マッチング回数や紹介件数は把握に努めることとするが、マッチング後や紹介後の契約成立回数については、本事業の範囲外とする。

① ビジネスマッチング

外国人起業家等の協業先や顧客開拓などを目的とした外部団体・企業等への紹介・面談設定等の支援。特に、ひょうご神戸を中心とする京阪神企業の紹介に注力すること。

ビジネスマッチングにおいては、ニーズヒヤリング、マッチング先探索、面談の日程調整、初回面談同席、フォローアップを業務内容と想定する。

② 人材獲得支援

人材獲得に関する助言や専門家の紹介、人材紹介を行う外部団体等の紹介。

③ 資金調達支援

資金調達に関する助言や専門家の紹介、投資家・金融機関等の外部団体等の紹介。

④ 行政支援策紹介

国・兵庫県・神戸市等の行政支援策の紹介や行政機関等の紹介。

イ. 実施体制

受託先はサポートチームを組成し、スタートアップの支援を目的とした外部支援者・団体等との調整業務を行う。サポートチームは、熱意・経験・実績・傾聴力・ネットワーク構築力などを備え、適切かつ着実に業務を履行する。直接的に外国人起業家等の支援にあたる業務従事者は、日英バイリンガル人材もしくは英語話者であること。なお、本業務の円滑な実施を図るために、総括責任者を定めるものとする。

また、必要に応じて、外部専門家・支援者の知見を活用した支援を実施すること（謝金等の支払い可）。

ウ. 市内等の企業・経済団体等との連携

ビジネスマッチング等に必要な市内等の企業・経済団体等との連携を強化すること。

エ. 事後フォロー

上記支援を行った外国人起業家等については、本事業で実施するイベントや神戸市が提供するその他の支援事業を都度紹介することとし、関係性の維持と継続的支援に取り組むこと。

オ. 本市関連事業との連携

本委託事業とは別途、神戸市が外国人起業家等の支援を目的として実施予定の各事業との円滑な連携を図ること。主な事業は以下のとおり。

- ・独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)神戸オフィスと連携したスタートアップビザを含む外国人起業家創業支援
(銀行口座開設、オフィス紹介、生活基盤整備に必要な情報提供などの支援及び士業・専門家による相談サービスの提供(法人登記、社会保険、会計、税務等初回相談)を実施予定)
- ・兵庫県神戸市共催スタートアップ支援事業「SDGs CHALLENGE」
(起業家の事業成長・海外展開支援と、海外と連携したイベント実施、外国人起業家等を呼び込むためのアウトリーチ)
- ・神戸市の海外企業・起業家等を対象とした広報事業
(海外向けウェブサイト、Linkedin 等での情報発信)

(1)-2. イベント開催

外国人起業家等の事業成長と市内定着のために必要となる各種イベントを年間 5 回程度開催する(下記の海外訪問団受け入れに関するイベント開催は別途開催する)。

想定するイベント内容は以下のとおり。

- ・経済団体等と連携した市内企業等とのビジネスマッチング等の交流イベント
- ・外部講師や先輩外国人起業家を招いた知見共有のためのセミナー
- ・起業家コミュニティや支援者・団体等とのネットワーキング
- ・その他、有効と認められるイベント

なおイベント開催にあたっては、神戸市イノベーション創出拠点「アンカー神戸」や兵庫県起業家支援拠点「起業プラザひょうご」を主に活用すること。

(2) 外国人起業家等の誘致を目的とした海外訪問団の受け入れ

ア. 海外訪問団の受け入れ

海外機関や在日大使館等と連携した海外訪問団の受け入れなどを通じた外国人起業家等へのひょうご神戸スタートアップ・エコシステムへの誘致を行う。海外訪問団受け入れにあたっては、訪問先や面談先の調整・同行及び必要な場合の通訳支援を行う。

イ. 海外訪問団受け入れに関するイベント運営

海外訪問団受け入れに際し、海外機関や大使館等と連携したイベント運営を行う。イベント運営にあたっては、本委託業務の中で、企画運営、会場手配、イベント告知・参加企業・参加

者募集・通訳手配・必要に応じた講師謝金の支払いなどを行う。音響・配信・通訳業務など当日運営に関する業務は再委託可とする。

海外訪問団受け入れ件数は年間 10 件程度を想定する。うち、イベント運営を伴うものは 5 件程度を想定する。

ウ. 情報発信

- ・神戸市がひょうご神戸スタートアップ・エコシステムの海外発信を目的として運営する SNS (Linkedin) を活用したイベントなどの情報発信を行う。
- ・神戸市の外国企業・外国人起業家向けの企業誘致ホームページ等の広報媒体でのイベント情報等の発信に対し、文章、写真等提供などの協力を行う。

7. 業務報告について

(1) 神戸市との定例会

神戸市との定例会を毎月開催し、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

(2) 業務報告書について

以下の書類を電子データかつ日本語で神戸市に提出すること。

ア. 業務計画書（業務工程表、業務実施体制図を含む）（契約締結後、3 週間を目途に提出）

イ. 月次報告書（毎月 10 日までに提出）

下記項目を含むものとする。

- ① 支援対象者・法人情報（各社の国籍、事業領域や状況）
- ② 支援件数
- ③ イベントのテーマ・実施数・参加者数および、参加者のフィードバック
- ④ 出展・講演等の実績報告
- ⑤ 海外機関との連携数・状況

ウ. 業務完了報告書(令和 6 年 3 月末日提出)

下記項目を含むものとする

- ① 業務完了届
- ② 業務報告書（月次報告書の記載項目に準じる）
- ③ 収支報告書
- ④ その他、業務によって得られた資料一式

エ. 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務報告書を検収する。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

オ. 納品場所

神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業課

8. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能なサポートチーム体制を整備し、熱意・経験・実績・傾聴力・ネットワーク構築力などを備え、適切かつ着実に業務を履行すること。直接的に外国人起業家等の支援にあたる業務従事者は、日英バイリンガル人材もしくは英語話者であること。なお、本業務の円滑な実施を図るために、総括責任者を定めるものとする。

また、必要に応じて、外部専門家・支援者の知見を活用した支援を実施すること（謝金等の支払い可）。

(2) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

(6) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

(7) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかななければならない。

(8) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。